

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の設置の許可申請
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定
  - 保安林の指定施業要件の変更
  - 道路の区域変更
  - 道路の供用開始
- 【公告】
- 一般競争入札の実施
  - 農地を利用する権利の設定に関する裁定
  - 林業種苗法に基づく生産事業者の登録
  - 公共測量の実施
  - 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知

環境管理課

健康推進課

治山課

道路整備課

”

危機管理課

農村振興課

治山課

監理課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 新興工業株式会社

住所 岡山県総社市富原 129-46

氏名 代表取締役社長 笹沼 靖憲

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 新興工業株式会社

所在地 岡山県総社市富原 129-46

# 令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		
工場又は事業場における施設番号	SAW-S13, S31, S67, S60, S71, S73, S99, S68, S101, S100, S54, S81, S36, S45, S42, S62, S59, S44, S90, S53, S18, S58, S48, S47, S57, S145		SAW-S50, S51, S93, S46, S104, S65, S110, S109		SAW-S61, S75, S76		SAW-S70		
種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		同左		同左		同左		
能 力	600 個/日		同左		同左		同左		
工事着手予定年月日	許可後直ちに		同左		同左		同左		
工事完成予定年月日	許可後直ちに		同左		同左		同左		
使用開始予定年月日	許可後直ちに		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節の変動がある場合はその概要	間欠 22 時間		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.14	0	0.19	0	0.14	0	0.19
	p H	8.9	8.9	同左		同左		同左	
	BOD (mg/L)	7,800	7,800			690	690		
	COD (mg/L)	3,500	3,500			1,600	1,600		
	S S (mg/L)	-	-			4	4		
	油 分 (mg/L)	-	-			同左			
	T-N (mg/L)	-	-						
	T-P (mg/L)	-	-						
	大腸菌数 (CFU/mL)	-	-						
	亜鉛含有量 (mg/L)	-	-						
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	-	-						
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	-	-						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-							

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。  
 2 65 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

# 令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設				
工場又は事業場における施設番号	SAW-S84, S69, S98, S52, S80, S96, S82, S83, S63, S79, S64, S89, S86, S97, S66		SAW-S001		USA-S002		USA-S001				
種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		同左		同左		63-ホ 廃ガス洗浄施設				
能 力	600 個/日		6,000 本/日		6,600 本/日		320 m <sup>3</sup> /min				
工事着手予定年月日	許可後直ちに		同左		同左		同左				
工事完成予定年月日	許可後直ちに		同左		同左		同左				
使用開始予定年月日	許可後直ちに		同左		同左		同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	間欠 22 時間		同左		同左		同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.19	0	2.6	9	11	0	1.6		
	p H	9.7	9.7	5.0	6.1	10	10	8.5	9.5		
	BOD (mg/L)	20,000	20,000	1,000	1,000	18	23	1,800	1,800		
	COD (mg/L)	15,000	15,000	1,500	1,500	42	52	1,900	1,900		
	S S (mg/L)	-	-	1,400	1,400	80	100	2,700	2,700		
	油 分 (mg/L)	5.1	5.1	4,000	4,000	23	28	1,200	1,200		
	T-N (mg/L)	0.094	0.094	-	-	48	60	-	-		
	T-P (mg/L)	-	-	同左		93	115	-	-		
	大腸菌数 (CFU/mL)	-	-			同左		同左			
	亜鉛含有量 (mg/L)	-	-			27	33	-	-		
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	-	-			11	13	-	-		
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	-	-			27	33	-	-		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	40			46	-	-			

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (USA-S002 を除く。) 及び 63-ホ 廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

# 令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				新 設				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設（排水処理場）				排水処理施設（第1工場）				
種類及び型式	油脂回収自動分離装置、加圧浮上処理装置（PAL）				オールイン小型排水ろ過方式				
構造	鉄筋コンクリート SS400 製				タンク式（PE 製）				
主要寸法	6×3×3m、6.65×1.82×3.6m、6×3×3m、1.5×1.5×1.48m、3×3×3m				11,000×4,000×4,000mm				
能力	5 m <sup>3</sup> /h				0.5 m <sup>3</sup> /h				
処理の方法	回収分離型、加圧浮上処理、沈殿方式、脱水方式				中和反応ろ過処理				
工事着手予定年月日	許可後直ちに				同左				
工事完成予定年月日	許可後直ちに				同左				
使用開始予定年月日	許可後直ちに				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続 24 時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	27	36	同左		9	11	同左	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		10	10	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	20	25	9	12	18	23	10	10
	COD (mg/L)	40	45	18	27	42	52	同左	
	S S (mg/L)	40	45	16	30	80	100	30	30
	油 分 (mg/L)	5	6	1	2	23	28	2	2
	T-N (mg/L)	18	40	14	33	48	60	同左	
	T-P (mg/L)	1	2	0.8	1.3	93	115	8	8
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数	800 未満	800 未満	-	-	同左	
	亜鉛含有量 (mg/L)	0.6	0.6	0.1	0.12	27	33	2	2
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	3	3	0.1	0.12	11	13	10	10
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	2.6	2.6	0.4	0.5	27	33	8	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	13	18	同左		40	46	同左		

(5) 排水口に関する事項

排水口番号 区分	排水口①		排水口②	
	新設		新設	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	32	43	17	30
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	10	10	13.5	15
COD (mg/L)	18	27	22.5	25
SS (mg/L)	16	30	9	10
油分 (mg/L)	1	2	0.01	0.02
T-N (mg/L)	14	33	18	20
T-P (mg/L)	0.8	1.3	4	4
大腸菌数 (CFU/mL)	800 未満	800 未満	同左	
亜鉛含有量 (mg/L)	0.08	0.1	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	0.08	0.1	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0.3	0.4	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	15	—	—

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No. 1~17を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年8月8日から同月29日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所  
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第三百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年八月八日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーション 光愛館

総社市日羽四五六一

令和七年八月一日

◎岡山県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
玉野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玉野市（次の図に示す部分に限る。）
      - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
玉野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

◎岡山県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂辺吉井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市惣分字地蔵上一六八六番一地先から	赤磐市惣分字地蔵上一六八六番一地先から	旧	五・三 二二・七	二七〇・〇
		新	五・三 二二・七	二七〇・〇
赤磐市惣分字焼山一六九五番一地先まで	赤磐市惣分字焼山一六九五番一地先まで	旧	五・三 二三・七	二七〇・〇
		新	五・三 二三・七	二七〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市唐松字上位田二〇二九番四地先から	新見市唐松字上位田二〇二九番四地先から	旧	六・〇 七・七	一七〇・〇
		新	一〇・五 二二・〇	一七〇・〇
新見市唐松字上位田二〇五〇番七地先まで	新見市唐松字上位田二〇五〇番七地先まで	旧	六・〇 七・七	一七〇・〇
		新	一〇・五 二二・〇	一七〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 百谷寺元線
- 三 道路の区域



令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

◎岡山県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	坂辺吉井線	区 間	供用開始年月日
県道	赤磐市惣分子地蔵上一六八六番一地从先から赤磐市惣分子焼山一六九五番一地先まで		令和七年八月八日

〔三四九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 大

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務

### (2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 契約期間

令和8年3月15日から令和13年3月14日まで

### (4) 履行場所

入札説明書等による。

### (5) 入札方法

入札金額は、仕様書に記載する機器一式の借入費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件調達に係る物件を5年間借り受けるものとして算定した費用の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和7年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第186号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示第186号」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が令和7年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示第197号」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていない者は、資格告示第186号に基づき申請手続を行うこと。

また、貸貸借する物品について第三者から県に貸付けを行わせようとする場合において、当該第三者で2(2)の資格を得ていない者は、資格告示第197号に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

ア 資格告示第186号に係るもの

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 (086) 226-7265

イ 資格告示第197号に係るもの

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和7年8月18日（月）正午

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課危機管理・国民保護班

電話 (086) 226-7385

FAX (086) 225-4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年8月8日（金）から同月25日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

なお、岡山県危機管理課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等（配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。以下同じ。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月25日（木）午後2時

ただし、郵送等により入札書を提出する場合にあつては、令和7年9月24日（水）

午後4時を期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合においては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を令和7年8月25日(月)午後4時まで(県の休日を除く。)に、4(1)の場所へ提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and nature of the service to be procured:

Equipment lease with operation and maintenance services for the Okayama Prefecture Integrated Nuclear Emergency Preparedness Network System

(2) Contract period:

From 15 March, 2026 through 14 March, 2031

(3) Place of fulfillment:

Specified in the bid explanation form

(4) Tender submission deadline:

4:00 P.M. 25 September, 2025

(5) Contact for inquiries relating to this notice:

Okayama Prefecture Crisis Management Division,  
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

Japan

TEL : 086-226-7385

令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

〔三五〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年八月八日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
吉備中央町黒土四四一番四		田	六二一

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和七年九月一日	権利の始期から令和十二年八月三十一日まで	三、一〇五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

令和7年8月8日 岡山県公報 第12725号

〔三五〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
	氏名又は名称	住所		
阿新二五	新見市森林組合	新見市下熊谷四〇七―二	種穂の採取・精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成	新見市森林組合住所地に同じ
三 美作―二	粟井 美咲	津山市沼一八―二六	幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成	粟井美咲住所地に同じ
四 美作―二	黒田 海斗	津山市加茂町中原二八九―一六	幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成	黒田海斗住所地に同じ
五 美作―二	大平産業株式会社	美作市壬生六九―一	幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成	大平産業株式会社住所地に同じ
六 美作―二	岡山県森林組合連合会	岡山市北区櫛津四九一―一	幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成	真庭市勝山一八八四―六

〔三五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市高屋町地内	測量区域
公共測量（基準点測量、数値地形データ作成及び路線測量）	測量の種類
令和七年七月二十八日から同年十一月十七日まで	測量期間

〔三五三〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年八月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 宅地建物取引業者名  
商号又は名称 代表者名 事務所の所在地  
有限会社大也地所 荻野 達也 岡山市北区中仙道一丁目二番一三号 一F
- 二 一に掲げる者は、事務所の所在地を確知できないので、令和七年九月八日までに知事に申し出ること。
- 三 二に規定する申出がない場合は、一に掲げる者に係る宅地建物取引業者の免許は、これを取り消す。